

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(案)の概要

1 法律の目的

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、急速な少子高齢化の進展等、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

2 基本原則

- (1) 自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供、活用が行われること
- (2) 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- (3) 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

3 基本方針の策定

国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定し公表する。

4 都道府県推進計画の策定

都道府県は、国の基本方針を勘案して、区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定するよう努める（努力義務）。

5 一般事業主行動計画の策定等

一般（民間）事業主（常用労働者 300 人超）は、以下の事項を実施しなければならない。（常用労働者 300 人以下は努力義務）

- (1) 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
 - (2) (1)の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標、取組内容、実施時期を定めた「一般事業主行動計画」の策定・公表
(目標例) 採用者に占める女性の割合、継続勤務年数の男女差の縮小の割合、労働時間、管理職に占める女性労働者の割合 等
 - (3) (2)の事業主行動計画を厚生労働大臣へ届出
 - (4) 女性の活躍に関する情報の定期的な公表
- ※ 厚生労働大臣は、取組状況が優良である一般事業主の認定を行う。

6 特定事業主行動計画の策定等

国、地方公共団体は、以下の事項を実施しなければならない。

- (1) 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
- (2) (1)の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標、取組内容、実施時期を定めた「特定事業主行動計画」の策定・公表
(目標例) 採用者に占める女性の割合、継続勤務年数の男女差の縮小の割合、勤務時間、管理職に占める女性職員の割合 等
- (3) 毎年 1 回以上、取組の実施状況を公表
- (4) 女性の活躍に関する情報の定期的な公表

7 支援措置等

- (1) 国は、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援等を行う。
- (2) 地方公共団体は、相談、情報の提供、助言等に努める。
- (3) 国及び地方公共団体は、必要な啓発活動を行う。
- (4) 地域において、国及び地方公共団体は、一般事業主の団体、学識経験者等を構成員として、女性活躍推進に係る取組を協議する「協議会」を組織することができる。